

役務の提供を受ける契約（警備艇船舶保険、交通安全施設の機械保険、警察車両の自動車任意保険）に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領

（趣旨）

第1 この要領は、青森県が役務の提供を受ける契約（警備艇船舶保険、交通安全施設の機械保険、警察車両の自動車任意保険に係るものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及びその審査の申請等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審査対象）

第2 この要領において、競争入札参加資格審査の対象となる者は、法人で、県と役務契約を締結することを希望する者であって、次のいずれにも該当しない者とする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項各号（同施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- 3 営業に関し許認可を必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- 5 次に掲げる者
 - (1) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - (2) 役員等（役員であって経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者
 - (3) 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに関し、金品その他財産上の利益の供与（以下「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者
 - (4) 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者
 - (5) 役員等が暴力団と交際していると認められる者

（競争入札参加資格）

第3 競争入札参加資格を有する者は、別表1に定める契約予定金額に対応し、第4により等級の格付け決定された者とする。

（等級格付基準）

第4 第3の規定の等級格付は、別表3に基づき付与された数値の合計により、別表2に基づき決定する。

(競争入札参加資格者名簿)

第5 第4により等級格付けを決定したときは、青森県警察本部において、競争入札参加資格者名簿に登載するものとする。

(用語の定義)

第6 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)の添付書類中における用語の定義は、次のとおりとする。

1 損害保険料の年間平均元受保険料

資格審査の申請をする日(以下「審査基準日」という。)の直前の2年間に終了した各事業年度における損害保険料の元受保険料について算出した年間元受保険料とする。

2 自己資本額

審査基準日の直前に終了した事業年度の決算(以下「決算」という。)における自己資本額(純資産の部の合計額)とする。

3 職員数

決算における従業員数とし、常勤役員を含むものとする。

4 ソルベンシー・マージン比率

決算におけるソルベンシー・マージン総額をリスク合計額の2分の1の額で除して得た数値を百分比で表したものとする。

5 営業年数

創業から審査基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を控除した期間とし、1年未満は切り捨てるものとする。なお、創業は組織変更、家業相続等が行われ、かつ、現企業体と前企業体とが同一性を保持している場合は、前企業の創業時を、また、企業の合併が行われた場合は、合併前の各企業体の古いものの創業時を記載するものとする。

6 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第43条第7項に規定する事業主である場合については、所轄の公共職業安定所に報告した直近の障害者の法定雇用率達成の有無を、それ以外の事業主については、審査基準日での障害者(障害者雇用促進法の定めによる。)の常時雇用人数を記載するものとする。

7 ISO認証取得

国際標準化機構が定めた規格のうち、ISO9001、14001の認証について、審査基準日における取得の有無を記載するものとする。

8 青森県健康経営事業所認定取得

青森県が定めた青森県健康経営事業所の認定について、審査基準日における取得の有無を記載するものとする。

9 「あおもり働き方改革推進企業」認証取得

青森県が定めた「あおもり働き方改革推進企業」の認証について、審査基準日における取得の有無を記載するものとする。

10 県内における支社数

審査基準日における青森県内の支店、営業所、出張所の数を記載する。ただし、代理店は含まないものとする。

(資格審査結果の有効期間)

第7 資格審査結果の通知により指定された日から令和9年3月31日までとする。

(資格審査の申請方法及び添付書類)

第8 申請書には、次に掲げる書類を添付して警務部施設装備課に提出するものとする。

ただし、申請書及び3の財務諸表は、日本語で作成し、4から12の添付書類について外国語で作成されているものには、日本語の訳文を付記又は添付するものとし、添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し記載しなければならない。

- 1 経営規模等総括表（様式第2号）
- 2 商業登記事項証明書の原本又は写し
- 3 財務諸表（資格審査を行う年の属した事業年度の直前2年の各事業年度における決算によるもの。）
貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類
- 4 納税証明書（資格審査を行う年の属した事業年度の直前1年分）の原本又は写し
法人税、消費税、（地方消費税を含む。）、法人事業税、法人住民税（申請者の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税）
- 5 職員数が確認できる書類
- 6 法人番号指定通知書の写し等
- 7 障害者雇用状況報告書等の写し
- 8 ISO認証取得登録証の写し
- 9 青森県健康経営事業所認定証の写し
- 10 あおもり働き方改革推進企業認証書の写し
- 11 役員等一覧表（様式第3号）
- 12 その他警察本部長が必要と認めた書類

(申請書記載事項の変更等)

第9 資格決定通知をした後、次に掲げる事項について変更があったとき（ただし、3については、新たに就任した場合に限る。）、又は営業を休業するとき若しくは認定を辞退したいときは、競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休業・辞退）届（様式第4号）を提出するものとする。ただし、1及び2に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書の原本又は写しを、3に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書の原本又は写し及び役員等一覧表（様式第3号）を添付するものとする。

- 1 商号又は名称
- 2 所在地又は住所（本店又は期間委任状を提出している支店等）
- 3 代表者、取締役、監査役等の役員
- 4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

(その他)

第10 役務契約に係る各保険の内容等については、次のとおりとする。

- 1 警備艇船舶保険（別添1）
- 2 交通安全施設の機械保険（別添2）
- 3 警察車両の自動車任意保険（別添3）

附則 この要領は、平成29年2月1日から施行する。

附則 この要領は、平成30年12月14日から施行する。

附則 この要領は、令和3年1月21日から施行する。

附則 この要領は、令和5年1月24日から施行する。

附則 この要領は、令和7年1月6日から施行する。

別表 1 契約の予定金額及び等級格付け

業 種 区 分		契 約 の 予 定 金 額	等 級
役務の提供	警備艇船舶保険	制 限 額 な し	A
	交通安全施設の機械保険	2 0 0 0 万 円 未 満	A、B
	警察車両の自動車任意保険	1 5 0 万 円 未 満	A、B、C

別表 2 等級格付基準

業 種 区 分		合 計 点 数	等 級
役務の提供	警備艇船舶保険	8 5 点以上	A
	交通安全施設の機械保険	5 0 点以上～8 5 点未満	B
	警察車両の自動車任意保険	5 0 点未満	C

別表 3 資格審査付与数値表

1 年間平均元受保険料の付与数値

年間平均受注額	数 値
3 0 0 0 億 円 以 上	4 0 点
1000億円以上3000億円未満	3 6 点
500億円以上1000億円未満	3 2 点
5 0 0 億 円 未 満	2 8 点

2 自己資本金の付与数値

自 己 資 本 金	数 値
5 0 0 億 円 以 上	1 0 点
300億以上500億万円未満	8 点
100億円以上300億円未満	6 点
1 0 0 億 円 未 満	4 点

3 従業員数の付与数値

従 業 員 数	数 値
1 万 人 以 上	1 0 点
5 千人以上 1 万人未満	8 点
2 千人以上 5 千人未満	6 点
2 千 人 未 満	4 点

4 ソルベンシー・マージン比率の付与数値

経 営 比 率	数 値
1 0 0 0 % 以 上	3 0 点
5 0 0 % 以 上 1 0 0 0 % 未 満	2 0 点
2 0 0 % 以 上 5 0 0 % 未 満	1 5 点

5 営業年数の付与数値

営 業 年 数	数 値
5 0 年 以 上	1 0 点
2 5 年 以 上 5 0 年 未 満	6 点
2 5 年 未 満	2 点

6 障害者雇用状況の付与数値

障害者雇用状況	数 値
雇用状況報告義務者で法定雇用率を達成している場合	8 点
上記の報告義務はないが、障害者を雇用している場合	8 点

7 ISO認証取得の付与数値

ISO 認 証 取 得	数 値
ISO9001を認証取得している場合	4 点
ISO14001を認証取得している場合	4 点

8 青森県健康経営事業所認定取得にかかる付与数値

青森県健康経営事業所認定	数 値
青森県健康経営事業所を認定取得している場合	4 点

9 「あおり働き方改革推進企業」認証取得に係る付与数値

「あおり働き方改革推進企業」認証	数 値
「あおり働き方改革推進企業」を認証取得している場合	4 点

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所 -----
商号又は名称 -----
代表者職氏名 -----

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約（警備艇船舶保険、交通安全施設の機械保険、警察車両の自動車任意保険に限る。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

経営規模等総括表

区分	役務の提供	番号					
----	-------	----	--	--	--	--	--

審査値	格付

法人番号					
フリガナ 商号又は 名称				代 表 者 職 氏 名	
住 所 又 は 所 在 地	〒			電 話 番 号	
				F A X 番 号	
主 たる 営 業 所 等 住 所	〒			電 話 番 号	
				F A X 番 号	
希 望 す る 業 務	役務の提供				
希 望 す る 業 種	○で囲んで (1)警備艇船舶保険 (2)交通安全施設の機械保険 (3)警察車両の自動車任意保険 ください				
損 害 保 険 の 年 間 元 受 保 険 料	直前第2年度決算 ① 百万円		直前第1年度決算 ② 百万円		年間平均元受保険料 (①+②) / 2 百万円
自 己 資 本 額	資本金(元入金) 純資産合計			百万円 百万円	
職 員 数	技術関係職員 人	事務関係職員 人	そ の 他 人	計 人	
ソ ル ベ ン シ ー ・ マ ー ジ ン 比 率	ソルベンシー・ マージン総額 ① 百万円		リスク合計額 ② 百万円	ソルベンシー・マージン比率 {①÷(②×0.5)}×100 %	
営 業 年 数	創 業 日 年 月 日	現組織変更日 年 月 日	営業中断期間 年 月～年 月	通算年数 年	
障 害 者 雇 用 状 況	障害者雇用状況報告義務 有 法定雇用率達成 有 無		障害者雇用状況報告義務 無 雇用障害者数 人		
I S O 認 証 取 得	有 (ISO9001、ISO14001) 無				
青森県健康経営事業所認定取得	有 ・ 無				
「あおり働き方改革推進企業」認証取得	有 ・ 無				
県内における支社 数(支店、営業所、 出張所含む。代理 店は含まない。)	支社名	従業員	支社名	従業員	県内における支社数 社

注) 太枠の欄は記入しないでください。

(裏面)

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

1	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
2	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
3	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
4	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
5	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
6	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
7	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
8	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
9	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
1 0	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
1 1	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
1 2	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
1 3	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
1 4	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
1 5	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
1 6	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	

役 員 等 一 覧 表

(フリガナ) :
商号又は名称 : _____
所在地又は住所 : _____

年 月 日現在

役職	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	住所

注 1 この表には、商業登記事項証明書（現在事項全部証明書）記載の全役員について記載すること。
注 2 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。
注 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休業・辞退）届

青森県の競争入札参加資格申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので
次のとおり 営業を休業する ・ 認定を辞退したい ので

届出ます。
なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 月 日	備 考

2 休業・辞退

休 業 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日
辞退年月日 年 月 日

注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

船舶保険の内容

1 本船明細

- (1) 船種 警備艇
- (2) 進水年 1997年進水
- (3) 総トン数 41トン

2 航路定限 日本全沿岸

3 乗組員国籍 日本国

4 保険期間 1年間

5 適用約款

- (1) 船舶保険普通保険約款
- (2) 船舶保険第6種特別約款
- (3) 船舶戦争保険特別約款
- (4) 船舶戦争保険追加担保特別条項 (B)
- (5) 船主責任保険特別約款
- (6) 汚染損害に関する船主責任追加担保特約条項
- (7) 曳航者賠償責任保険特別約款
- (8) 汚染損害に関する曳航者賠償責任保険追加担保特約条項

6 保険金額

400,000,000円

7 修繕費からの控除額

1 事故 100,000円

※ ただし、荒天、主機・補機・その他の機器の事故、船体の欠陥、船長・乗組員・水先案内人の故意過失、修繕者・用船者の過失、原子核反応によって生じた修繕費からのみ控除する。本控除額については、修繕費が10万円を超過した時点で、最初から起算して支払うフランチャイズ方式

8 保険条件

(1) 船主責任

てん補限度額	1,000,000,000円
控除額 (基本)	100,000円
控除額 (汚染)	100,000円

(2) 曳航者賠償

てん補限度額	100,000,000円
控除額 (基本)	100,000円
控除額 (汚染)	100,000円

※ 上記控除額はいずれもフランチャイズ方式

機械保険対象一覧

交通安全施設名	基数	単価	対象金額
信号機	2,505	5,110 千円	12,800,550 千円
灯火式大型道路標識	259	850 千円	220,150 千円
可変式道路標識	130	1,870 千円	243,100 千円
交通情報板	42	19,380 千円	813,960 千円
気象情報装置	3	12,000 千円	36,000 千円
対向車接近表示装置	8	5,600 千円	44,800 千円
テレビカメラ	34	8,470 千円	287,980 千円
無人速度違反自動取締装置	1	40,000 千円	40,000 千円
		計	14,486,540 千円

※ 基数については、令和 6 年 3 月現在のものであり、契約時に変更となる場合があります。

保険内容

原状回復の対象とする損害	車両等の衝突事故（事故当事者が、損害を補償する場合は除く。）
	第三者のいたずらによる事故（当事者が、損害を補償する場合は除く。）
	ショート、スパーク、過電流等の電氣的事故
	落雷による事故
	警察職員の誤操作又は過失による事故
免責金額	1 事故につき、300,000 円（フランチャイズ方式）とする

付帯特約

交通安全機械包括契約特約
臨時費用不担保特約
管球類特約
基礎及び支柱担保特約
加害者判明分不担保特約（解決に至らない場合は担保）

警察車両自動車任意保険の内容「令和 6 年度実績（保険期間除く。）」

1 対象車両

860 台

※ 台数については、令和 6 年 4 月現在のものであり、契約時に変更となる場合があります。

2 保証内容

- (1) 対人賠償金額 2,000 万円
- (2) 対物賠償金額 300 万円（免責無し）
- (3) 人身・物件交通事故発生時の示談（和解）交渉付
- (4) 対物全損時修理差額費用特約付（50 万円まで）
- (5) 不担保特約 対人臨時費用、自損事故傷害及び無保険車事故傷害
- (6) 運転者年齢条件 年齢を問わず担保警察職員（他県警察職員含む。）とする。

※ 優良割引率 67% 多数割引 5 %
（保険期間令和 6 年 4 月 11 日から令和 7 年 4 月 11 日における率）

3 保険期間

令和 7 年 4 月 11 日午後 4 時から令和 8 年 4 月 11 日午後 4 時まで